

令和5年第1回
宮崎県東児湯消防組合議会臨時会
会議録

宮崎県東児湯消防組合消防本部

令和5年7月18日（火） 午前10:00開会

目 次

会期及び審議日程	1
告示・応招議員・不応招議員	2
会議に付した事件	3
出席議員・欠席議員・説明員・総務課職員	4
開会	4
仮議席の指定について	5
議会議長の選挙について	5・6
議席の指定について	6
会議録署名議員の指名について	6
会期の決定について	6・7
副議長の選挙について	7
議会常任委員会委員の選任について	8
議員から選出する監査委員の選任について	9・10
議案上程（議案第6号～議案第10号）	10・11
提案理由説明	11・12
質疑	12・13
討論・採決	13・14・15・16
議案上程（議案第11号～議案第13号）	16
提案理由説明	16・17
詳細説明	17・18・19
質疑	19・20
討論・採決	20・21
閉会	21

会期及び審議日程

日次	月日	曜日	摘要
第1日	7月18日	火曜日	開会 仮議席の指定 議会議長の選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 議会副議長の選挙 議会常任委員会委員の選任 議員から選出する監査委員の選任 提案理由説明 質疑 採決 議案上程（議案第6号～第10号） 提案理由説明 質疑 討論・採決 議案上程（議案第11号～第13号） 提案理由説明 詳細説明 質疑 討論・採決 閉会

宮崎県東児湯消防組合告示第2号

令和5年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年7月6日

宮崎県東児湯消防組合

管理者 小嶋 崇嗣

- 1 期日 令和5年7月18日
- 2 場所 宮崎県東児湯消防組合消防本部

○応招議員（10名）

1番 永友 良和	2番 田中 義基
3番 阿萬 誠郎	5番 揖斐 兼久
6番 甲斐 政治	7番 中竹 義一
8番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 三輪 隆之	12番 勝目 文明

○不応招議員（なし）

○会議に付した事件

令和5年7月18日 午前10時00分 開会

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第1号 議会議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 選挙第2号 議会副議長の選挙について
- 日程第7 選挙第3号 議会常任委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第1号 議員から選出する監査委員の選任について
- 日程第9 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）
（令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
（宮崎県東児湯消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定
について）
- 日程第11 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
（宮崎県東児湯消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正す
る条例について）
- 日程第12 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について）
- 日程第13 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）
（宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例について）
- 日程第14 議案第11号 宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第15 議案第12号 財産の取得について
- 日程第16 議案第13号 令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）
-

○出席議員（10名）

1番 永友 良和	2番 田中 義基
3番 阿萬 誠郎	5番 揖斐 兼久
6番 甲斐 政治	7番 中竹 義一
8番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 三輪 隆之	12番 勝目 文明

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 …………… 小嶋 崇嗣	副管理者 …………… 出口 敏彦
副管理者 …………… 黒木 敏之	副管理者 …………… 東 高士
副管理者 …………… 河野 正和	
消防長 …………… 瀬川 幸一郎	消防次長 …………… 河野 辰己
総務課長 …………… 河野 哲	予防課長 …………… 清水 剛
警防通信課長 …… 松尾 拓哉	消防署長 …………… 福屋 光之郎

○総務課出席職員職氏名

総務課長 …………… 河野 哲

開会 午前10時06分

臨時議長 内藤 逸子

ただいまの出席議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議事日程について、おはかりします。

本件につきましては、別紙がお手元に配布してあります。この順序によって審議することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

臨時議長 内藤 逸子

異議なしと認めます。

よって議事日程は、そのように決定しました。

臨時議長 内藤 逸子

日程第1 「仮議席の指定について」でございますが、議事進行上、ただいまご着席の議席を仮議席に指定いたします。

臨時議長 内藤 逸子

日程第2 選挙第1号「議会議長の選挙について」を議題といたします。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、投票・指名推薦の方法がありますが、いずれの方法にいたしましょうか。

《指名推薦の声》

臨時議長 内藤 逸子

ただいま、指名推薦でよいのではないかとの声がありましたが、選考委員をたてて推薦することに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

臨時議長 内藤 逸子

異議がないようですので、選考委員を各町1名選出していただき、ご協議をお願いしたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。 (10時08分)

臨時議長 内藤 逸子

それでは、会議を再開いたします。 (10時10分)

ここで、選考委員の協議の結果をご報告していただきます。

1番 永友 良和

議長 1番

臨時議長 内藤 逸子

1番議員

1番 永友 良和

それでは、協議の結果をご報告させていただきます。議会議長に新富町議会議長の阿萬誠郎議員を推薦いたします。

臨時議長 内藤 逸子

ただいま、報告がありましたとおり、阿萬誠郎議員が推薦されました。

よって、阿萬誠郎議員を議長に推すことにご異議ありませんか。

《異議なしの声》

臨時議長 内藤 逸子

異議なしと認めます。よって、阿萬誠郎議員を議長選挙の当選人といたします。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、ただいま議長に当選されました、阿萬誠郎議員にご登壇いただき、臨時議長としての私の任を解かせていただきます。

議事整理のため、暫時休憩いたします。 (10時11分)

《事務局議事整理》

議長 阿萬 誠郎

それでは、会議を再開いたします。 (10時13分)

日程第3 「議席の指定」を行います。

本件は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が議席を指定することになっております。

議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

議長 阿萬 誠郎

日程第4 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において1番 永友良和議員及び7番 中竹義一議員を指名いたします。

議長 阿萬 誠郎

日程第5 「会期の決定について」を議題といたします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 阿萬 誠郎

日程第6 選挙第2号「議会副議長の選挙について」を議題といたします。

本件につきましては、現在組合議会副議長が空席になっていることに伴い、選挙を行うものであります。

おはかりします。

選挙の方法につきましては、投票・指名推薦の方法がありますが、今回は、議長による指名推薦で行いたいと思いますが、これについてご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

それでは、議長において、副議長に甲斐政治議員を指名いたします。

おはかりします。

甲斐政治議員を副議長選挙の当選人とすることにご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

よって、甲斐政治議員を副議長選挙の当選人といたします。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました甲斐政治議員に就任のご挨拶をお願いします。

6番 甲斐 政治

ただいま選任頂きました木城町議会議長の甲斐政治でございます。阿萬誠郎議長を支えるとともに、私の職責をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。どうぞ皆様今後とも、ご協力とご支援、よろしくお願い申し上げます。

議長 阿萬 誠郎

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

(10時16分)

《事務局議事整理》

議長 阿萬 誠郎

会議を再開いたします。 (10時17分)

日程第7 選挙第3号「議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員の任期は2年となっており、この度、全委員任期満了であります。

ここで、おはかりします。別室で各町それぞれご協議のうえ、所属委員を選出いただき、また、選出された各所属委員で正副委員長を互選していただき、ご報告願うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

《異議なしの声》

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

それでは、別室にて、各町それぞれご協議のうえ、所属委員及び正副委員長を互選していただき、ご報告いただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。 (10時18分)

議長 阿萬 誠郎

会議を再開いたします。 (10時22分)

総務・建設それぞれの所属委員をご報告いただいておりますので、組合議会委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、指名いたします。

総務常任委員会委員に、永友良和議員、阿萬誠郎議員、甲斐政治議員、河野浩一議員、三輪隆之議員、建設常任委員会委員に、田中義基議員、揖斐兼久議員、中竹義一議員、内藤逸子議員、勝目文明議員を指名いたします。

続きまして、委員長・副委員長につきましては、それぞれの所属委員において、互選されていますのでご報告いたします。

総務常任委員会委員長に、三輪隆之議員、同副委員長に、永友良和議員、建設常任委員会委員長に、内藤逸子議員、同副委員長に、中竹義一議員が選任されました。

議事整理のため暫時休憩いたします。 (10時23分)

《事務局議事整理》

議長 阿萬 誠郎

会議を再開いたします。

(10時24分)

続いて日程第8 同意第1号「議員から選出する監査委員の選任について」を議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

本日は、令和5年第1回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会をご案内申し上げましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきご審議賜りますことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました同意第1号議員から選出する監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

当消防組合の監査委員は、組合格約第9条の規定により2名とし、そのうち1名は議員から選出する監査委員となっております。

これまで木城町議会議員の中武良雄氏が任期満了となったため、今回新たに川南町議会議長の河野浩一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長 阿萬 誠郎

管理者の提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、河野浩一議員の一身上に関する件でありますので、地方自治法第117条の規定により、河野浩一議員の除斥をお願いしたいと思います。

河野浩一議員の退席を求めます。

《河野浩一議員退席》

議長 阿萬 誠郎

これより質疑に入ります。

同意第1号「議員から選出する監査委員の選任について」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

おはかりします。本案は、人事に関する案件でございますので、討論を省略し、採決することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。よって本案は討論を省略し、採決いたします。

本案に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

河野浩一議員は、議席にご着席願います。

《河野浩一議員着席》

ここで監査委員となられました、河野浩一議員が席につかれましたので、就任のご挨拶をお願いいたします。

8番 河野 浩一

ただいま、監査委員にご同意をいただきました川南町の河野浩一でございます。都農町監査委員の古吉信生様と協力しながら、精一杯務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。大変簡単でございますが、挨拶といたします。

議長 阿萬 誠郎

日程第9 議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和4年度

宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」

日程第10 議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（宮崎県東児湯消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について）」

日程第11 議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（宮崎県東児湯消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について）」

日程第12 議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」

日程第13 議案第10号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について）」

の5議案を一括して議題といたします。

議長 阿萬 誠郎

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

それでは、議案第6号から議案第10号につきまして一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」であります。

本案は、令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）におきまして繰越金の過大計上であったことが、3月上旬に判明いたしました。

つきましては、歳入予算の繰越金を480万7千円減額し、同じく歳入予算の繰入金金を480万7千円増額し、財源調整したものでございます。

今後このような事が起こらないよう、適正な事務処理に努めてまいりたいと思います。

申し訳ございません。

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（宮崎県東児湯消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について）」であります。

本案は、個人情報保護法の一部改正に伴い、同法の適用範囲より地方議会が除外されたことから、執行機関側との整合性を図るため、この条例を制定したものでございます。

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（宮崎県東児湯消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について）」であります。

本案は、地方公務員法の一部改正により、職員の定年年齢が引き上げられることに伴い、宮崎県東児湯消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正したものであります。

次に、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」であります。

本案は、議案第8号と同様、地方公務員法の一部改正により、一定の年齢に達した職員の身分、給与上の処遇等に関し、新たな制度が導入されることに伴い、関係条例の整備をしたものであります。

次に、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について）」であります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う、人事院規則の一部改正を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を廃止するため、宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したものであります。

以上の5議案につきましては、組合議会臨時会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、議案第6号は令和5年3月24日付けで、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は令和5年3月31日付けで、議案第10号は令和5年6月22日付けをもちまして専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 阿萬 誠郎

以上で説明が終わりました。

これより、議案第6号から議案第10号について、質疑を行います。

議長 阿萬 誠郎

まず、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」について、質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（宮崎県東児湯消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について）」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（宮崎県東児湯消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について）」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

これより、議案第6号から議案第10号について、討論・採決を行います。討論・採決は議案ごとに行います。

議長 阿萬 誠郎

まず、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）（令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第4号）」について、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第6号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（宮崎県東児湯消防組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について）」について、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第7号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（宮崎県東児湯消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について）」について、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第8号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」について、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第9号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）（宮崎県東児湯消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について）」について、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論がありませんので、採決いたします。

議案第10号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

議長 阿萬 誠郎

日程第14 議案第11号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」

日程第15 議案第12号「財産の取得について」

日程第16 議案第13号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」
についての3議案を一括して議題といたします。

議長 阿萬 誠郎

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

それでは、議案第11号から議案第13号の3議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第11号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の関係省令の一部が改正されたことに伴い、宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第12号「財産の取得について」であります。

本案は、令和5年度当初予算に計上しておりました、高規格救急自動車の購入についてでございます。

現在、消防署新富分遣所に配備しています高規格救急自動車を更新するための購入に伴い、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めらるものであります。

最後に、議案第13号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億895万9千円とするものであります。

補正内容をご説明いたしますと、歳入につきましては、「諸収入」を増額し、歳出につきましては、「備品購入費」を増額するものであります。

詳細につきましては、消防長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 阿萬 誠郎

管理者の提案理由の説明が終わりました。

続いて、消防長の詳細説明を求めます。

消防長 瀬川 幸一郎

議長 消防長

議長 阿萬 誠郎

消防長

消防長 瀬川 幸一郎

それでは、議案第11号から議案第13号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第11号の「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」につきまして、ご説明いたします。

電気自動車等を充電するための急速充電設備は、規制上、全出力が200キロワットを超える大出力のものについては、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、規制が厳しく、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在していることから、今後の大型電動車や電動バス又は電動トラック等の普及拡大に向けて、対象火気設備等の関係省令の一部改正があり、出力の上限を撤廃し、大出力のものにあっても「急速充電設備」扱いとするとともに、火災予防上必要な措置の見直しが行われたことから、同様の改正を行うとするものでございます。

また、健康増進法により設定してある喫煙所である旨の標識の設置について、異なる法令で重複している状況に対応するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは、議案書とは別にお配りしております、「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表」で、その主な改正内容をご説明いたします。

新旧対照表をお開き下さい。

この表は左側が改正後、右側が改正前でありまして、条文の改正箇所はアンダーラインで示しております。

第11条の2の最初の条文につきましては、急速充電設備の定義を規定しているところですが、現行と比較しまして、電気自動車等の定義に自動車、原動機付自転車の他に船舶、航空機その他これらに類するものを追加し、その接続方法を「コネクタ」と明確化し、分離型についての規定を追加するとともに、全出力の上限を撤廃しようとするものでございます。

続きまして、第(1)号以下の改正でございますが、先ほど規定に新しく追加しましたコネクター及び分離型についての、位置、構造及び管理の基準を規定するとともに、急速充電設備の緊急停止装置を、利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することが出来る箇所に、設置するよう明確化しようとするものでございます。

続きまして、4ページの第3項以降の改正につきましては、「喫煙所」と表示した標識につきまして、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするほか、「喫煙所」又は「禁煙」若しくは「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号につきましては、「国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならない」とし、従来、図記号を定めていた別表第7を削除しようとするものでございます。

次に、議案第12号の「財産の取得について」をご説明いたします。

本案は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業いわゆる防衛省補助金を活用し、老朽化した新富分遣所の高規格救急自動車の更新整備に係る財産の取得であります。

取得しようとする内容を議案書によりご説明いたします。

1の取得物件につきましては、高規格救急自動車でございます。

2の契約の方法は指名競争入札でございます。

3の取得価格は3千63万9千400円でありまして、うち消費税額が278万5千400円でございます。

4の契約の相手方は、宮崎市花ヶ島町屋形町1179番地 宮崎日産自動車株式会社 代表取締役 松田安典でございます。

なお、去る、6月6日に、県内において救急自動車を販売している宮崎トヨタ自動車株式会社 及び 宮崎日産自動車株式会社の2業者により、指名競争入札を行いました。納入期限は令和6年2月29日としております。

お手元に議案第12号関係資料の高規格救急自動車の整備事業の概要書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第13号の「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算 第1号」につきまして、ご説明いたします。

補正予算書とは別に横長のA3用紙で「令和5年度補正予算 第1号 編成資料」を添付しておりますので、こちらをお開き下さい。

この資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。まず、最初に左側の「歳入」についてでございますが、表の構成は、一番左側の列が歳入科目の「区分」、次に「補正前の額」、その右側が「補正額」、その次が「計」、次が「備考」となっております。

なお、最後に「補正予算書のページ数」を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、まず、表の一番下の「歳入合計」の欄でございますが、「補正前の額」11億795万9千円から100万円増額いたしまして、予算総額を11億895万9千円としようとするものであります。

この増額の100万円でございますが、当組合が所管している東児湯少年婦人防火委員会が行う事業に対しての、一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業の助成金でございます。このほど助成決定となりましたので、左側の歳入9の「諸収入」に100万円を増額しております。

続きまして、右側の表の「歳出」について、ご説明いたします。

表の構成は、先ほどの「歳入」の表とほぼ同様であります。

それでは、まず表の一番下の「歳出合計」の欄でございますが、先ほど「歳入」の表でご説明いたしましたように、「補正前の額」11億795万9千円から100万円増額いたしまして、予算総額を11億895万9千円とするものであります。

次に、その内訳についてご説明いたします。

「17の備品購入費」を100万円増額いたしておりますが、これは、先ほど歳入のところでご説明いたしました一般財団法人自治総合センターからの助成金を活用して、地域防災組織育成事業としまして、東児湯少年婦人防火委員会の会員の防火・防災に関する知識の習得や意識の高揚を目的とした、各種災害等の動画の上映またはパソコンを用いた講習等を多くの会員に効果的に実施するために、プロジェクターを整備しようとするものでございます。

なお、議案第13号関係資料としまして、補正予算及びコミュニティー助成事業の説明資料を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上で、議案第11号から議案第13号までの詳細説明を終わらせていただきます。

議長 阿萬 誠郎

以上で消防長の詳細説明が終わりました。

これより、議案第11号から議案第13号について、質疑を行います。

議長 阿萬 誠郎

まず、議案第11号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第12号「財産の取得について」質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第13号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」について質疑はありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

これより、議案第11号から議案第13号について、討論・採決を行います。討論・採決は議案ごとに行います。

議長 阿萬 誠郎

まず、議案第11号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第11号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第12号「財産の取得について」、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第12号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第13号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第1号）」について、本案に対する討論はありませんか。

《なしの声》

討論なしと認めます。

討論がありませんので、採決いたします。

議案第13号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

《全員起立》

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

以上を持ちまして、本日の全日程を終了しました。

これをもって、本日の第1回臨時会を閉会いたします。

午前 10時51分 閉会